

広報 遠賀

昭和61年

2月25日発行

第381号

発行所 福岡県遠賀郡遠賀町役場

編集企画調整係

印刷 冷牟田印刷合資会社



「寒さなんかには負けないぞ！」

遠賀町少年剣道連盟の寒げいこ

人のうごき (1月の住民基 本台帳から)

人口	16,113人	(-12)
男	7,711人	(-5)
女	8,402人	(-7)
世帯数	4,542戸	(-2)
転入	34	転出 40
出生	13	死亡 19

() 内は前月比

固定資産課税台帳の縦覧

地方税法第415条の規定により、昭和61年度固定資産課税台帳を次のとおり縦覧に供しますので、関係者は期間中に縦覧されるようお知らせいたします。

▷縦覧期間 昭和61年3月1日～3月20日

▷縦覧時間 8時30分～17時(土曜日の午後、日・祭日は除く)

▷縦覧場所 役場住民課固定資産税係窓口

所得税の確定申告は正しくお早めに

2月17日 ~ 3月15日

昭和六十一年度町県民税申告と、昭和六十年分所得税確定申告の相談受付を次の日程で行いますので、該当者はもれなく申告をしてください。

町県民税の申告

期 日	受付時間	該 当 地 区	受 付 場 所
3月5日(水)	8・30 ~ 12・00	遠賀川	中央公民館 1階ホール
3月6日(木)	8・30 ~ 12・00	新町	
3月7日(金)	8・30 ~ 12・00	島津・若松	
3月10日(月)	8・30 ~ 12・00	尾崎	
3月11日(火)	8・30 ~ 12・00	別府・千代丸	
3月12日(水)	8・30 ~ 12・00	今古賀・東町	
3月13日(木)	8・30 ~ 12・00	上別府・若葉台	
		虫生津・芙蓉	
		浅木・西町	
		木守	
		老良・旧停	

所得税の確定申告

期 日	受付時間	該 当 者	受 付 場 所
3月3日(月)	9・00 ~ 16・00	2月24日・25日の申告がなかつた人	役場第六会議室
3月5日(水)	9・00 ~ 16・00	2月26日・27日の申告がなかつた人	中央公民館1階ホール
3月6日(木)	9・00 ~ 16・00	2月28日・29日の申告がなかつた人	中央公民館1階ホール

住民異動届をお忘れなく

春の引っ越しシーズンを迎えますが住民基本台帳法により、住所を変更したときは、「十四日以内」に手続きをするように定められています。

春の引っ越しシーズンを迎えますが住民基本台帳法により、住所を変更したときは、「十四日以内」に手続きをするように定められています。

(代理人による場合は、届出人および代理人の印鑑が必要です。) その他くわしいことは、住民課住民係におたずねください。

手続をおこたると、選挙に参加できなかったり、国民年金の給付が受けられないなど、さまざまな不都合が生じる場合があります。適切な住民サービスを受けるためにも届出は必ず出しましょう。

(十四日以内に届出をしなかったり、虚偽の届出をすると罰せられるときがあります。)

確実に手続きを、いたしましょう

◎手続きに必要なもの

- ・ 転入のとき
- ・ 転居のとき

手続に必要なもの	届						
	転入届	転居届	転出届	世帯変更届	国民年金手帳(加入者のみ)	国民健康保険被保険者証(加入者のみ)	老人医療費受給者証(受給者のみ)
印鑑	○	○	○	○	○	○	○
転出証明書	○	○	○	○	○	○	○
乳幼児医療証(受給者のみ)	○	○	○	○	○	○	○
国民健康保険被保険者証(加入者のみ)	○	○	○	○	○	○	○
老人医療費受給者証(受給者のみ)	○	○	○	○	○	○	○
国民年金手帳(加入者のみ)	○	○	○	○	○	○	○
印鑑	○	○	○	○	○	○	○

正しい確定申告をお早めに

確定申告による所得税や贈与税の納期限は、申告期限と同じ3月15日までです。期限内に納税を済ませてください。

納税には手数料がからず便利な「振替納税」の制度をご利用ください。手続きは金融機関で簡単にできます。

納税は振替で

地蔵盆



(25)

盂蘭盆のいろいろの行事が終り、大人はそれぞれ忙しさに追われ、子供たちも盆踊りなどに疲れた頃、村々では地蔵様を祭る、「地蔵盆」がありました。

今では八月二十四日へ昔は陰暦七月二十四日

(版画 片山正信)

遠賀町では二十三日に地蔵菩薩を祭る縁日で、子供たちがお花やお団子、果物、野菜などを地蔵様にお供えし、子供のある家の親たちはそれぞれの家でごちそうを作り、割子に詰めて、親子でお地蔵籠りをしました。

地蔵さんの前で、にぎやかに割子のごちそうを食べ、みんなの健康と幸福とを祈ります。お祀りがすむとお供物などをいただいて帰ります。昔は二十戸くらいに一と処地蔵様が祀られていたそうです。

今ではあまり知る人もないようですが、遠賀地方では地蔵盆の時に「山車」のような飾りものが作られ、縁先や四つ角などに飾られて、子供の目を楽しませてくれたそうです。

東北地方で盛んに行われている「ねぶたまつり」があります、これは「眠流し」(ねむりながし)と呼ばれ、七月一日から七日間行われていますが、



いろいろのだしもので賑わっていることが知られております。また昔、全国あちこちでは、盆には地芝居なども行われていたことが伝えられており、「盆芝居」「盆替り」などと言われていたそうです。その他、娯楽の少なかった昔の人はレクリエーションとして「立版古」「起し絵」「組立燈籠」などと言った人形絵と、光りと影の美しさを楽しんだものでした。九州では熊本地方の山鹿燈籠などは、そうしたルーツだろうと思われます。

出し物は主として勧善懲悪(かんぜんちようあく)のものが多く、芝居の一場面や、物語りの見せ場などだったのとです。

- ・牛若丸とべんけい五条の橋
- ・日吉丸と蜂須賀小六
- ・大江山の酒吞童子
- ・楠正成・正行父子湊川の別れ
- ・曾我兄弟富士の窟野のあだ討ち
- ・四十七士の討入り
- ・石川五右衛門の最期

などの場面が思い出されますが、いまでも生々しく眼に焼き付いているのは、石川五右衛門で「高く子を差し上げた腕の力と、はげしい顔つきはいつまでも忘れません」と、古老が語ってくれました。

(間谷 高)

お知らせ

コーナー



〈彫刻〉 境 貢

沢べの野生の雉は、十歩あゆんでやっとなずかの餌にありつき、百歩あゆんでやっとなずかの水を飲むのだが、それでも籠の中で養われることを求めはしない
「莊子」から

自然食ブームで 人気呼んだシイタケ栽培講習会

「来春から収穫ができそう！」

シイタケの一世帯一原木運動を推進している遠賀町椎茸生産組合は、一月三十日、中央公民館で「シイタケ栽培講習会」を開きました。この講習会、最近の自然食ブームで原木を護ってほしいとの希望が相次いだ



ことから、同組合が昨年注文をとったところ五百本を超える原木の注文があり、この日主婦など、三十人が出席したもので

愛の贈物

香典返し

次の方々から、遠賀町社会福祉協議会にご寄付いただきました。心から故人のご冥福をお祈りし、厚くお礼申し上げます。

- 故近松 一好様 (木守) 近松惣一郎様
- 故小田 芳明様 (虫生津) 小田 歌子様
- 故中村 貞子様 (東和苑) 志賀 盛様
- 故高崎ヒサノ様 (木守) 高崎 正範様
- 故今永フサノ様 (木守) 今永 菊夫様
- 故植木 文平様 (遠賀川) 植木 友行様
- 故織田 イセ様 (旧停) 織田チカエ様
- 故香月喜代太様 (鬼津) 香月 直様
- 故秦 徳雄様 (別府) 秦 和徳様
- 柴田 開様 (今古賀)

人権の手びき

人権問題と町民の意識 (三)

人権が侵されたと思ったとき

人権が侵されるといふことは、人間として誰でも同じように与えられている「自由と平等の原則」の侵害であり、許されないことなのです。

町民の意識調査で、「人権が侵されたと思ったことがある」と答えたのは、二割足らずの方でしたが、「人権をまもり、差別をなくす運動」に、もっとしっかり取り組んで、今後とも根気強く努力を続けていかなければなりません。

また、「人権が侵されたと思ったのは、つぎのうちの場合ですか。」という問いに対して、つぎのような回答がありました。

- ① いわがせ 三〇・四%
 - ② 変なうわさ 二一・一%
 - ③ 差別や 暴力行為・虐待 一五・七%
 - ④ 強要・妨害 一三・二%
 - ⑤ 公害 七・八%
 - ⑥ 自由 五・四%
 - ⑦ その他 六・四%
- この回答で自立しているのは、「いやがらせ」と、「変なうわさ」が五
- ①の自力による解決では男性が勝り
②の結果でした。
③の自力に頼る方法は女性が多かったのは、男女の特性のあらわれであろうと思えます。しかし、②の「あきらめた」が三割近くもあることは大へん残念なことです。
人権じゅうりんの事態をそのまま放置することなく、進んで相談所などにも出かけて解決に乗り出す気構えと勇気を持っていただきたいと思えます。

障害者福祉

映画と講演の集い

なにかの障害のある人が、あなたの身近にすることに気づいたことがありませんか？

折尾交通安全協会員の皆様へ 優良運転者の表彰推せん

対象は次の各項に該当する人。折尾交通安全協会々員で、原付免許以上の運転免許を受け、五年以上運転に従事しているもの。

ご参加ください。

▽日時 3月16日(日) 13時~16時

▽場所 中央公民館

▽内容 ○映画「たくさんの愛をありがとつ」(自らの障害をのりこえて、一年間ボランティアに参加し、寝たきり老人の看護に従事した脳性マヒの女子青年の記録)

○講演 「枯れ木に花が咲いたよ」 見山美輝男氏(元養護学校

々長、元精神薄弱児通園施設園長)

設園長)

図書館

中央公民館内図書館ご案内



本の好きな私

島門小学校5年 泊悦子さん

私の小さいころは、中川季枝子の書く本が大好きで図書館に行き始めました。

とジョン・エイキンです。その他によく読んだ本は、『ナルニア国物語』と『モモ』です。

中央公民館内図書館ご案内
平日・土曜日は 8時30分~17時
日曜日は 8時30分~12時
(第三日曜日は家庭の日のため休館です)
月曜日・祝日は 休館

おんが短歌会詠草

今も尚防曇残れる玄海の生きの松原冬風荒るる 高崎 咲江
杏き日を松喰虫に荒さるも山裾に残りし松たくまじき 木原いのえ

遠賀俳友会抄

初七日の冬至南瓜も忘れたり 加藤 栄子
雪道の轍の上を轍行く 三村 妙子
春着の子首をちちめて見せに来る 後藤高代子

ニュース

図書室

- 一般図書
●いのち
●女性のための年金入門
●龍馬のもう一人の妻
●袖すりあうも嫁姑
●気がつけば騎手の女房
●湯きの街
●古風のすすめ
●瀬田貞二子どもの本評論集
●テニスレッスン
●オリエンテーリング
●手作りチョコレート菓子
●トラブル解消化粧術

- 児童図書
●サッカー入門
●かごとしはるなつあきふゆ ほしのほん
●ハレーすい星を追う 七尾 純著
●どろにんぎょう 内田莉紗子著
●スーポーおじさんの世界ふしぎ物語 1巻~3巻
●野犬ウーとエクセル

「読書というものは明らかに養老保険の一種である。一度読書の習慣を身につけてしまえば半永久的。支払いは60歳を過ぎてから、などとけちなことも言わない。」—阿刀田高

庭池に枝差し伸べる老松の緑覆いて雪降りつもる 福田かめの
門松をせる習わしも薄れゆき今年は代りと南天置きぬ 白石 敏子
矮鶏家族寒九の雨に声こぼす 原田貴美子
翔ぶものの声を奪ひて岬吹雪く 柴田とも子

健康と衛生のページ

妊婦相談

▽期日 3月4日(火)
 ▽時間 9時30分までにおいでください
 ▽場所 役場保健室
 ▽対象者 妊産婦
 ▽持参品 印鑑(母子手帳受領者のみ)
 ▽内容 産前産後の過し方、妊婦体操、母子手帳交付
 ▽料金 無料

乳児相談

▽期日 3月11日(火)
 ▽時間 9時30分から10時30分の間
 ▽場所 役場保健室
 ▽対象者 生後7カ月~12カ月児
 ▽持参品 母子手帳、バスタオル
 ▽内容 体重、身長など測定、離乳食など指導
 ▽料金 無料

一歳六カ月児検診



▽期日 3月13日(木)
 ▽時間 受付 13時10分~14時
 検診 13時30分
 ▽場所 中央公民館
 ▽対象者 59年7月~59年9月生
 保健指導、身体測定、診察
 (内科、歯科)
 ▽持参品 母子手帳、検診票
 ▽料金 無料

子宮がん検診

◎申込み
 ▽場所 役場保健衛生係窓口
 ▽申込日 2月24日(月)から受付中
 定員になりたい締切
 ▽定員 一日150名
 ▽料金 五百円(検査当日徴収)
 ◎検診
 ▽期日 3月5日(水)
 3月7日(金)
 3月12日(水)
 ▽時間 受付 9時30分~10時30分
 検査 10時30分から
 ▽場所 中央公民館玄関前
 ▽申込み手続 役場保健衛生係窓口または電話で申込み
 (293) 1234

3月のし尿収集予定表

収集日	大型車収集地区	小型車収集地区
1(土)	西町、浅木の一部	尾崎、若松、虫生津上別府(花園)
3(月)	東町	広渡
4(火)	虫生津(新屋敷を含む)、東町	別府、木守
5(水)	月2回収集家庭	月2回収集家庭
6(木)	月2回収集家庭	月2回収集家庭
7(金)	虫生津、木守	
12(水)		別府
14(金)	旧停、鬼津、若松	
15(土)	旧停	
17(月)	遠賀川	鬼津
18(火)	遠賀川、新町	別府、鬼津(小島掛)、千代丸
19(水)	新町	島津、老良、上別府
20(木)	月2回収集家庭	月2回収集家庭
22(土)	新町、広渡(中牟田)別府、新町(ユニード前通り一部)月2回収集家庭	月2回収集家庭
24(月)	鬼津、若松、別府(高瀬)、新町	
25(火)	上別府、浅木、虫生津	鬼津、若松、松ノ本、道官
26(水)	別府、今古賀、尾崎	
27(木)	上別府、木守、鬼津、若松、尾崎	
28(金)	浅木	老良
29(土)	浅木	浅木、鬼津(小島掛)、尾崎(蟹喰)
31(月)	若葉台、道官、堂塔寺	今古賀、島津

3月のゴミ収集予定表

燃えるゴミ	木片類、竹類、木の葉、魚などのパック、残飯類、新聞、雑誌、布きれなど
月曜日と木曜日 3日、6日、10日 13日、17日、20日 24日、27日、31日	島津、若松、鬼津、尾崎、千代丸 広渡、道官、松ノ本、上別府、虫生津、若葉台、芙蓉、東町、西町 老良
火曜日と金曜日 4日、7日、11日 14日、18日、21日 25日、28日	別府、今古賀、遠賀川、新町、旧停、中央、木守、浅木、東和苑、広渡の一部、上別府の一部
粗大ゴミ (大型家庭ゴミ)	家具、建具、テレビ、冷蔵庫、ふとん、マット、ベット、机、いす、自転車など
12日 (水)	鹿児島本線から北側地区
26日 (水)	鹿児島本線から南側地区
燃えないゴミ	陶器類、プラスチック類、ゴムなど
12日、26日	町内全域
ビン・カン類	あきカン、あきビン
22日 (土)	町内全域

元気な赤ちゃん



広渡1255番地

りえこ
末森理恵子ちゃん
(一恵 さんの二女)

昭和60年5月6日生

大好きなお姉ちゃんとお兄ちゃんの元気な遊び声がいつも理恵子の子守唄。だから理恵子の夢は、きっと三人で駆け回っているところ……。賢く、心優しい女性にと願います。



尾崎1597番地

和田かおりちゃん
(誠 さんの長女)

昭和60年5月10日生

こんにちは、かおりちゃんです。電話が大好きで、お話できるんだヨノ「オーイ」って若いおばさんに色々教えてもらったヨノ「アクシュ」「バイバイ」「パンザイ」かおり天才なのかなあー。



広渡2101番地の1

しんいち
山下 真一くん
(憲明 さんの長男)

昭和60年3月29日生

ぼく真一くんどえーす。早産まれなのでみんなにまけないように毎日歩く練習がんばってます。一人で二階も上るよ。早く暖かくなるといいな、お外で遊びたいよ。



今古賀310番地の2

ひろし
岩永 博司くん
(幸和 さんの長男)

昭和60年6月14日生

髪が多くてよく女の子に間違えられます。僕はおじいちゃんやおばあちゃんに散歩をするのが大好きです。ハイハイは前になかなか進みませんが、おすわりは上手に出来るようになりました。



不妊症のお話

折尾田中産婦人科医院長 田中 壮介

前回排卵の起り方を詳しく説明していただきましたが、よく分りませんでした。説明して下さりありがとうございました。そうかも知れません。医学用語を沢山使いましたから、排卵とは卵巣から成熟卵がとび出すことですが、大脳の働き、精神作用と密接な関係のあることを知って欲しいのです。

排卵障害の治療成績はどうですか。
もし、無排卵や無月経の婦人があると、どの部分に故障があるか、それに対する治療法も学理的には成立していますが効果が不良です。
不妊症の婦人は大なり小なり、不妊に対する精神的負担、絶望感あるいは感情の高ぶりなどに悩まされ、これが一層排卵障害を強くしています。極度の精神的緊張のため卵管の収縮を起して、卵の通過障害を起す場合もあります。こんな症状のあるときに精神安定剤を投与して妊娠した例が沢山報告されていますから、不妊の婦人には、まず精神的安らぎが大切で、窮地におとし入れるようなことなく暖かく養護する環境が必要です。

長い間不妊であった夫婦が、養子貰って育てていたら実子が生まれたという事実が沢山ありますが、おまじない

的なものでしょうか。

そつでないと思います。養子を自分の子供として育てることにより精神的にも安定し、交配であった内分泌も正常にもどり、一方幼児を抱いたり、おんぶしたり、あるいは皮膚のふれあい(スキンシップ)により排卵が起り妊娠したものと思います。(つづく)

元気に大きくなっているかな？

2月14日、中央公民館で、歯の検診や診察、保健指導などの三歳児検診(60年度のもれ者検診)があり、49人が受診しました。



3 月上旬の遠賀町主要行事

◎時間の中で、□：□～□：□は、その時間内であれば可。

□：□～は、その時間から始まるので、時間までに集まること。

日 曜	行 事 内 容	時 間	実施会場	担当係名	対象や終了時間など	詳 細
2/24 月	子宮ガン検診申込み受付	8：30～17：00	<申込先> 役場保健衛生係	保健衛生係	定員になりしだい締切 診検は3月5日、7日、12日	6 ページ
2/28 金 6 木	春の火災予防運動 サイレン吹鳴	7：00 各1分間 20：00	町内全域	庶務係	怖いのは消したつもりと消えたはず	
1 1 20 土 木	固定資産課税台帳の縦覧	8：30～17：00	役場固定資産 課税係窓口	固定資産税係	土曜日は12時まで 日、祭日は除く	1 ページ
2 日	親と子の映画鑑賞会	9：45～12：00 13：00～15：30	中央公民館	社会教育係	対象は保育園児、幼稚園児 小学1年～3年生と保護者 対象は小学4年～6年生と 保護者	
3 月	所得税確定申告	9：00～16：00	役場 第6会議室	町民税係	譲渡所得のみ	2 ページ
	定例区長会	15：00～	役場 第2会議室	企画調整係	各区長	
4 火	妊婦相談	9：30～	役場保健室	保健衛生係	母子手帳交付 妊産婦	6 ページ
5 水	所得税確定申告	9：00～16：00	中央公民館	町民税係	一般の申告	2 ページ
	子宮ガン検診	<受付> 9：30～10：30	中央公民館	保健衛生係	申込者のみ	6 ページ
6 木	所得税確定申告	9：00～16：00	中央公民館	町民税係	一般の申告	2 ページ
7 金	子宮ガン検診	<受付> 9：30～10：30	中央公民館	保健衛生係	申込者のみ	6 ページ
	定例体育指導委員会	19：30～	中央公民館	体育係	体育指導委員	
8 土	老人クラブ会長会	10：00～	老人憩の家	福祉係	各地区老人クラブ会長	
9 日	走ろう大会	9時受付 10時スタート	総合運動公園 グラウンド	体育係	申込者	
10 月	心配ごと相談	13：00～16：00	公民館別館	福祉係	相談内容は④で料金無料 弁護士が相談に応じます	
11 火	乳児相談	9：30～10：30	役場保健室	保健衛生係	生後7カ月～12カ月児	6 ページ
12 水	子宮ガン検診	<受付> 9：30～10：30	中央公民館	保健衛生係	申込者のみ	6 ページ
	婦人学級(終)	9：30～	中央公民館	社会教育係	婦人学級生 12時終了予定	
13 木	一歳六カ月児検診	<受付> 13：10～14：00	中央公民館	保健衛生係	昭和59年7月～9月出生児	6 ページ
14 金	民生児童委員会	9：30～	役場 第2会議室	福祉係	民生児童委員	
	園芸教室(終)	9：30～	中央公民館	社会教育係	園芸教室生 11時30分終了予定	
	遠賀中学校卒業式	10：00～	同校体育館	学務係	卒業予定者 176人(男88人、女88人)	
	遠賀南中学校卒業式	10：00～	同校体育館	学務係	卒業予定者 105人(男56人、女49人)	
	野草教室(終)	13：30～	中央公民館	社会教育係	野草教室生 15時30分終了予定	

新しい年金制度 最終回

障害年金と遺族年金

障害年金

① 障害基礎年金

▼支給要件

国民年金に加入している間に病気またはけがによって医師の診察を受け、一定の障害状態になった人に支給されます。ただし、初診日前に保険料を納めていた期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の三分の二以上あることが必要です。

また、二十歳前の傷病によって障害となった人についても、二十歳に達した時から障害基礎年金が支給されます（従前は障害福祉年金が支給されてきました）。

▼年金額

年金額は、一級（より重い障害）に該当する人が七十五万円（月額六万二千五百円）、二級が六十万円（月額五万円）です。また、受給権者に十八歳未満の子または二十歳未満で障害のあ

る子（いずれも受給権者によって生計を維持されていることが必要）がいる場合は、二人目まで一人につき十八万円、三人目から一人につき六万円が加算されます。

障害厚生年金の年金額の計算方法

- 1級……平均月収×0.075×加入月数×1.25
- 2級……平均月収×0.075×加入月数
- 3級……（2級と同じ。ただし最低保障額45万円）
- 障害手当金（一時金）……平均月収×0.075×加入月数×2（最低保障額90万円）

（注1）1級、2級は障害基礎年金の上乗せとなる。
（注2）加入月数が300月に満たないときは300月とする。

② 障害厚生年金

▼支給要件

厚生年金保険の加入期間中に病気またはけがによって医者にかけ、一定の障害状態になった人に支給されます。原則として障害基礎年金の上乗せ給付と

① 遺族基礎年金

▼支給要件

被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡した時に、その人によって生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます（ここで「子」とは、十八歳未満の子または二十歳未満で障害のある子に限りません）。

▼年金額

年金額は、妻に支給される場合は、基本額六十万円に、子が一人のときは十八万円、二人のときは三十六万円、三人以上のときは三十六万円に一人増すごとに六万円を加えた額が加算されます。また、子に支給される場合は、基本額六十万円に、子が二人のときは十八万円、三人以上のときは十八万円に一人増

遺族年金

なりますので、初診日前の保険料納付期間が加入期間の三分の二以上という場合は、障害厚生年金の受給にも必要です。

▼年金額

年金額は左上の表のようになっています。

② 遺族厚生年金

▼支給要件

次のいずれかに該当する人が死亡したときに、その遺族に支払われます。

- (i) 厚生年金保険に加入している人（加入期間中に初診日のある病気またはけがにより初診日から五年以内に死亡した場合を含む）であって保険料納付期間（免除期間を含む）が加入期間の三分の二以上ある場合。
- (ii) 一級、二級の障害厚生年金の受給者。
- (iii) 老齢基礎年金の資格期間を満たしている人、が死亡した場合。

ここでいう遺族とは、遺族基



礎年金の支給の対象となる遺族（子のある妻、子）のほか、子のない妻、五十五歳以上の夫・父母、十八歳未満の孫、五十五歳以上の祖父母です。ただし、夫・父母、祖父母は六十歳から支給されます。

▼年金額

年金額は次のように計算されます。

$$(\text{平均月収} \times 0.075 \times \text{加入月数})$$

（平均月収×0.075×加入月数）

なお、夫が死亡した時に三十五歳以上の妻で子がいない場合（夫の死亡当時に十八歳未満の子がいて、その子が十八歳になったときに三十五歳以上になっていた妻を含む）は、四十歳から四十五万円が加算されます。

（以上に掲げた額は、いずれも昭和五十九年度価格）